

令和7年度第2回筑紫野市スポーツ推進審議会 会議録

○日 時

令和7年7月29日（火）午後2時から午後4時40分

○場 所

筑紫野市役所 1階 多目的ホール

○出席委員（10名）

審議会委員 黒葛原 緑	審議会委員 浅谷 芳江
審議会委員 川上 義昭	審議会委員 高木 淳一
審議会委員 力久 光博	審議会委員 大橋 充典
審議会委員 泉原 嘉郎	審議会委員 坂倉 元
審議会委員 溝田 喜彦	審議会委員 砥綿 敬二

○傍聴者（3名）

○出席説明員（5名）

教育部長 濱崎 博文

文化・スポーツ振興課長 安樂 鉄平

文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当係長 森田 健太郎

文化・スポーツ振興課スポーツ施設担当係長 萩尾 浩三

文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当 江口 達弥

○議事日程

1. 教育部長あいさつ
2. 委員長あいさつ
3. 筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）について
4. 第1回筑紫野市スポーツ推進審議会の議事録について
5. 事務連絡

会議録

○スポーツ施設担当係長：開会前に、傍聴の皆さまに注意事項を申し上げます。携帯電話の電源は、お切りになるか、マナーモードにさせていただき、通話はお控えくださいますようお願いいたします。また、会議中の録音や撮影、発言など進行の妨げとなる行動についても、お控えいただきますようお願いいたします。なお、本日の資料としまして会議次第、それからスポーツ施設整備基本構想（案）をお配りしておりますが、会議終了後回収させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは定刻となりましたので、令和7年度第2回筑紫野市スポーツ推進審議会を開催いたします。

私は本日進行を務めます文化スポーツ振興課の萩尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の出席状況を報告させていただきます。審議委員9名参加をいただいております。泉原先生につきましては、現在ドイツにおられまして今回 Web での参加になります。よろしくお願いいたします。また、委員の過半数を超えているため当委員会が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、配付資料の確認です。

まず会議次第が1枚、それからスポーツ施設整備基本構想（案）がございます。最後に第1回筑紫野市スポーツ推進審議会議事録です。資料につきましては以上となります。資料に不足がある方につきましては、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それではお手元に配付しております次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

次第の1、教育部長あいさつ。

審議会の開会にあたり、筑紫野市教育委員会教育部長の濱崎 博文が皆様にご挨拶申し上げます。

よろしくお願いします。

○教育部長：自席から失礼させていただきます。皆さんこんにちは。本日第2回の審議会開催にあたりまして、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は前回第1回目で皆様方から頂戴しました意見をどのように反映してどのように変更したかのご説明をまずさせていただいた後に、私の中ではメインテーマとして捉えているのが、総合体育館及び付帯スポーツ施設の整備の基本方針、この方針は今後具体的にもし建設をしようかとなった場合に、ずっと生きていく部分になりますので、しっかりと皆様方で議論をさせていただいて、しっかりとした構想を作り上げていきたいと、このように考えているところでございます。それに当たりまして、皆様から忌憚のない御意見を頂戴して、いい構想を作りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○スポーツ施設担当係長：濱崎部長ありがとうございました。

先ほど出席状況を報告させていただきましたが、坂倉委員につきましては遅れて参加との連絡がありましたのでご報告をさせていただきます。

それでは続きまして次第の2、委員長あいさつ。

大橋委員長よろしくお願いいたします。

○大橋委員長：皆さんこんにちは。前回スポーツ施設整備基本構想の内容を皆さんと協議させていただいて、修正案ができたことと報告を受けておりますので、その話と、先ほど濱崎部長がおっしゃった基本方針について、皆さんの意見を聞きながらスムーズに議事進行を務めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○スポーツ施設担当係長：大橋委員長ありがとうございました。それではこれからの進行につきましては、大橋委員長の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大橋委員長：それでは早速ですけれども議事進行を務めさせていただきます。次第の3、筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長：それでは筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）について、ご説明させていただきます。前回提示させていただいた資料から変更になった箇所について、グレーで色塗りをしています。

まず1ページをめくっていただき、目次をご覧ください。

第1章から第6章までを前回の審議会でご提示させていただきました。大きく内容は変わっていませんが、文言の修正と前回提示した第3章 スポーツ施設の整備の必要性を、構成上分かりやすくするために、第3章 市民アンケート等の考察について、第4章 スポーツ施設整備の必要性として分けています。

そして今回初めて第7章 整備手法及び管理運営方法の検討、第8章 事業計画、第9章 検討課題の整理が皆様に新たに説明する内容となっています。

それでは第1章から前回の資料から主に変更になった点を説明させていただきます。

まず6ページの方をご覧ください。

6ページ上段となります。

①劣化状況について、農業者トレーニングセンターの劣化状況の判定項目を分かりやすくするために、AからDの評価基準を表で追加させていただいております。

次に13ページをご覧ください。

2. 市民アンケート等で要望の高い施設の検討について、こちらの文言の修正、それからグラウンドを新たに追記しまして、ウォーキング・ランニングコース、屋内プールと合わせて、付帯スポーツ施設としてまとめています。

前回提示の資料から大きく構成が変更になっていますので、読み上げさせていただきます。

2. 市民アンケート等で要望の高い施設の検討で特に要望の高い施設に体育館、ウォーキング・ランニングコース、グラウンド、屋内プールがあり、これらの施設については、次のように検討します。

【体育館の整備について】

- ・体育館の整備については、アリーナや武道場、トレーニング室などの施設を備えた「総合体育館」を優先的に検討することとします。

次に、【付帯スポーツ施設について】となります。

- ・ウォーキング・ランニングコース

総合体育館内やスポーツ施設全体を周回するコースの設置などで検討します。

- ・グラウンド

様々なスポーツが実施できるよう、多目的グラウンドの整備を検討します。

- ・屋内プール

屋内プールは、年間通じて利用者が見込める体育館等と比べ、繁忙期と閑散期では利用者に約3～5倍の差異があり、年間通しての有効活用ができていたとは言えず、月々のランニングコストが高額であるなど課題が大きいことから、公費を投じるには慎重であることが必要です。

また、全国的な学校のプール事業の傾向として、効率的な運営や高度な専門知識を活用した民間委託への流れがある中、本市においてもその動向を踏まえ、民間資金の活用など総合的に検討する必要があります。

従って、屋内プールは本構想では対象外とし、別途検討することとします。

特に屋内プールにつきましては、前回の皆様の意見を踏まえて内容を厚くさせていただいております。

以上、13ページの市民アンケート等で要望の高い施設の検討についてまで説明させていただきましたが、ここまでの説明内容について委員の皆様の意見をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○大橋委員長：ただいま説明がありましたが、2. 市民アンケート等で要望の高い施設の検討で、具体的には体育館のこと、ウォーキング・ランニングコースのこと、グラウンドのこと、屋内プールのことについて、何かご意見等があれば挙手にてお知らせください。

坂倉委員が来られましたので、少しだけ整理しますと、体育館の整備についてという部分について、付帯スポーツ施設のところを少し重点化して修正いただいたという説明でした。ウォーキング・ランニングコースは、スポーツ施設全体を周回するコース、あるいはグラウンドに関しては多目的グラウンド等の整備、屋内プールに関しては、これは少し今後のランニングコストのこととか、利用者の動向のことも踏まえると、今回構想の中からは外しているということで説明が加えられた部分です。

○審議会委員：意見なし。

○大橋委員長：それでは皆様の意見を盛り込んであるということで修正案をいただきました。

ありがとうございます。

続きまして 14 ページ以降について、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：それでは 14 ページ以降について説明させていただきます。

14 ページをご覧ください。

前回の審議会で「防災」について内容を厚くした方がよいとの意見がありましたので、その一部として、第 4 章 総合体育館及び付帯スポーツ施設の必要性の中の防災の箇所の内容を厚くしています。グレーの色塗りの箇所となります。

・多くの市民を収容可能なスポーツ施設は、大地震等の大規模災害時に、避難所や備蓄倉庫だけでなく、各地から送られてくる救援物資の集積場所、災害ボランティアセンター、公的応援組織の発着拠点など、防災拠点として多種多様な機能が期待できるところであり、更なる安全安心のまちづくりの推進への貢献が期待できる。

このように内容を厚くしているところです。

次に 15 ページをご覧ください。

第 5 章 総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の基本方針についてです。

こちらにつきましては、先ほど部長あいさつで話がありましたが、今後の総合体育館を建設するにあたって大事なコンセプトとなっていきます。このコンセプトが今後の総合体育館建設に大きく反映されることから、この内容につきましては、前回の審議会で出た意見も含めてぜひ皆様と一緒に作成したいと考えています。

こちらについては後ほど時間をとって進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に 16 ページをご覧ください。

表の下段ですが、内容は変わっていませんが、敷地内通路の表記をウォーキング等に変更しています。これに合わせてですが 17 ページをご覧ください。

一番下の表の箇所になりますが、こちら敷地内通路の表記をウォーキングコース等に表記を変更しています。

ここまでが前回提示させていただいた内容となります。

次に、ここからが新たに皆様に提示する資料となります。19 ページをご覧ください。

第 7 章 整備手法及び管理運営方法の検討についてとなります。

近年の公共事業は、行政サービスの向上と効率的な行財政運営の実現を図る目的で、民間の資金や経営能力、創意工夫を活用しようとする PFI の導入が増加しており、本構想においても、従来の方式と併せて様々な整備手法を検討します。管理運営資金の調達方法として、ネーミングライツを活用する他、多様なニーズに柔軟に対応し、良質なサービスが提供できるよう

な管理運営体制の構築について、指定管理や民間活用を含め検討を進めます。としています。

ここで主な整備手法及び管理運営の方法について、各方式を載せています。

- ・従来の方式

施設の建設計画から資金調達、建設、運営まで自治体が主体で行う方式です。

施設完成後の管理運営体制は直営または指定管理制度により行います。

- ・DB方式

自治体が資金調達を行い、設計・施工を同一事業者に一括して発注することで、従来の方式でいうところの仕様が固まる前に施工会社の持つ技術を導入することを目的とする手法です。

施設完成後の管理運営体制は直営または指定管理制度により行います。

- ・DBO方式

自治体が施設建設の資金を調達し、民間事業者が施設の設計・建設と管理運営を一括で担わせる事業方式です。

- ・PFI方式

民間が資金調達を行い、経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

ここで、各方式において民間資金活用度と民間事業者の経営関与度を示した表を下段に記載しています。各種手法に関しましては、従来の方式からPFI方式に行くほど、民間資金の活用度、それから民間事業者の経営関与度が高くなっているという表になっています。

次に20ページをご覧ください。A3の用紙となります。

先ほど紹介しました各手法について、メリットとデメリットを記載しています。

①直営方式。こちらのメリットとしては、発注者の意向を反映しやすく、設計の自由度が高い。建設時は市内業者が参加しやすい。自治体が資金調達するため金利が安い。設計、建設、維持管理、運営の全てに自治体に主導権がある。デメリットとしまして、施設整備段階において運営事業者のノウハウを反映させにくい。民間のノウハウが発揮できない。リスクの多くを自治体が負担する。業務ごとに分離発注となるため、施工者間の協議や調整が必要となる。コスト削減に向けた創意工夫の余地は比較的小さい、が挙げられます。

次に②指定管理者制度。こちらのメリットとしては、発注者の意見を反映しやすく設計の自由度が高い。建設時は市内業者が参加しやすい。自治体が資金調達するため金利が安い。民間のノウハウを活用できる。管理運営経費の削減に繋がる。サービスの向上が期待できる。管理運営手法が5年間を基本とした指定管理となることから、更新時期において、より好ましい連携体制をその都度構築できる。デメリットとしまして、施設整備段階において運営事業者のノウハウを反映させにくい。施設の運営経費が十分確保されていない場合は、利用者に対するサービスの低下が懸念される、が挙げられます。

次に③DB方式。こちらのメリットとしては、維持管理については個別発注となるため、市内

業者の受注機会が増える。設計業務と工事を一体的に発注するため、発注に係る業務負担や期間が縮減できる。設計の段階で、施工会社の持つ技術を導入することができる。選定段階で設計・施工が同一の為、施工者のノウハウを反映したコストダウンが直営方式に比べ期待できる。管理運営手法が5年間を基本とした指定管理となることから、更新時期において、より好ましい連携体制をその都度構築できる。デメリットとしまして、一括発注方式のため、予定価格により市内業者が事業機会を失う場合がある。設計・施工を分離する一般方式と比較して、設計者や発注者のチェックが働きにくく、施工者側に偏った設計になりやすい。行政による実施設計開始後の変更対応が難しい。施設整備段階において事業者の施設運営ノウハウを反映させにくい、が挙げられます。

次に④DBO方式。こちらのメリットとしては、自治体が資金調達し、設計・施工・運営を一括して民間に委ねるため、設計から運営までを一体として検討することが可能であり、民間ノウハウの活用の幅が広がる。長期の事業期間になることから、管理運営において計画的かつ魅力ある事業展開が期待できる。デメリットとしまして、設計から維持管理までを一括で受注可能な事業者しか参加できない。一括発注方式のため、予定価格により市内業者の事業機会を失う場合がある。長期契約となるため、管理運営体制に対する柔軟性に欠け、リスクを伴う。施設の整備運営等に自治体の新たな意向を反映するためには協議が必要となる。金融機関のモニタリングがないため、自治体によるモニタリングがより重要になる、が挙げられます。

次に⑤PFI方式。こちらのメリットとしては、総事業費の軽減に繋がる可能性がある。財政支出の平準化が可能となる。維持管理に配慮した設計が可能となる。同一事業者の長期維持管理で、サービス水準が維持される。デメリットとしまして、他の手法と比較して事業スケジュールが長期間になる。長期的なプロジェクトになるため、資金回収リスクをコントロールできる事業者に限られ、結果的に市内業者の事業機会を失う可能性が高い。設計仕様変更が難しい。施設の整備運営等に自治体に新たな意向を反映するためには協議が必要となる。長期契約となるため管理運営体制に対する柔軟性に欠け、リスクを伴う、が挙げられます。

次に 21 ページをご覧ください。

第8章 事業計画 1. 概算事業費と活用を検討する補助制度等についてです。

(1) 概算事業費 事業費については、総合体育館等の建設場所が選定されていない中で算出していますので、現時点で想定される最も費用がかかるケースを考えて算出しています。用地取得につきましては、令和7年1月1日の地価公示及び令和6年7月1日の県地価調査の基準地のうち、都市計画区域外、調整区域、地価公示と県調査の重複箇所を除外した市街化区域の平均値、平米あたり124,000円で算出しております。それから総合体育館及び付帯スポーツ施設の施設整備費につきましては、近隣自治体や直近で総合体育館を整備した自治体を参考に算出しています。

それでは表をご覧ください。

この表につきましては、17 ページをご覧くださいなのですが、17 ページの下段の表になります。用地面積ごとの施設の種類の表となりますが、こちらの用地面積ごとに合わせて記載をしているところです。

それでは 21 ページにお戻りください。

用地面積 10,000 ㎡から 15,000 ㎡では、用地取得費 12 億 4,000 万から 18 億 6,000 万円、施設整備費 73 億 1,000 万円、事業費計 85 億 5,000 万から 91 億 7,000 万円。用地面積 15,000 ㎡から 30,000 ㎡では、用地取得費 18 億 6,000 万から 37 億 2,000 万円、施設整備費 75 億 2,000 万円、事業費計 93 億 8,000 万から 112 億 4,000 万。用地面積 30,000 ㎡から 45,000 ㎡では、用地取得費 37 億 2,000 万から 55 億 8,000 万円、施設整備費 77 億 8,000 万円、事業費計 115 億から 133 億 6,000 万円。用地面積 45,000 ㎡から 55,000 ㎡では、用地取得費が 55 億 8,000 万から 68 億 2,000 万円、施設整備費が 81 億 1,000 万円、事業費計 136 億 9,000 万から 149 億 3,000 万円となっております。こちらは全て概算費になります。

次に（2）活用を検討する補助制度や地方債について、下記の 2 つの表にまとめています。

まず、国の補助である交付金の検討としまして、2 つの交付金が検討可能と考えておりまして、1 つ目が社会資本整備総合交付金のうち都市再生整備計画事業、所管省庁は国土交通省で対象事業が都市再生整備計画に基づき実施される事業に要する経費、交付対象及び補助率が用地で 40% から 45%、施設で 40% から 45% となっています。

次に学校施設環境改善交付金のうち地域スポーツ施設整備事業、所管省庁は文部科学省で、対象事業は地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツクラブの新築、改築または改造に要する経費、交付対象及び補助率は施設で 33% となっています。こちらはどちらか 1 つを選択することになります。

次に地方債についてです。地方債とは、地方自治体が国等から借入れを行いまして、交付税率に応じて、借入れの一部が地方交付税を通して自治体に将来にわたってお金が返ってくるものになります。こちらに関してはイメージ図がありますので、後ほどご覧いただきたいと思っています。なお、地方債の所管省庁はすべて総務省となっています。

1 つ目が公共事業等債、こちらは先ほど説明しました交付金の社会資本整備総合交付金、都市再生整備計画事業の地方負担分に対して発行できる地方債でありまして、市が出したお金に対する充当率が 90%、交付税率が 20% となっています。

次に学校教育施設等整備事業債、こちらも先ほど説明しました交付金の学校施設環境改善交付金の社会体育施設等の整備事業を対象としたもので、充当率が 75% になっています。上の表と下の表で色分けをしていますが、色分けでセットになっています。

次に、防災対策事業債。対象事業が、大規模災害時の防災減災対策のために、必要な指定避難所の空調等の施設整備であり、充当率が 75%、交付税率が 30% となっています。

なお、上記の交付金等につきましては、国の予算状況等により補助率のとおり支給されない

ことがあります。

ここでまとめとなります。将来にわたっての財政負担を最小限に抑えるため、候補地が決定後、国の社会資本整備総合交付金をはじめ有利な地方債の調査や、事業費に占める基金の割合も考慮しながら、財源の確保に最大限努めます、としています。

22 ページをご覧ください。

総合体育館及び付帯スポーツ施設にかかる予算のイメージ図となっています。一般財源、基金、地方債が市の負担部分であることを示しています。こちらの%に関しましては、まだ用地も決まっていないことから内訳がお示しできませんので、あくまでイメージとして捉えていただけたらと思います。

次に2. 事業スケジュールについて、スポーツ施設整備事業全体の工程イメージとして体育館が建て上がるまでのスケジュールを示しています。整備構想策定後に候補地の決定、それから用地の確定を行いまして、用地が確定した後、1年目に総合体育館、付帯するスポーツ施設の規模や配置などの設計の方向性を定める基本計画、それに併せてPFIの導入可能性調査、この調査で従来の方式と比べてPFI方式が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合などを算出し、PFI導入の可否を決定することとなります。そして、仮にPFIの導入が非となれば、上記のスキームとなりまして、2年目3年目に、建物の設計等を確定する基本設計、それから使用する建材等工事内容など細かい部分まで決めて、建物の仕様を確定する実施設計を行いまして、4年目5年目に建築工事という流れになります。次にPFIの導入が可となりましたら、下記のスキームになります。2年目3年目に入札公告に先立っての実施方針の策定、業者の選定等を行いまして、4年目5年目に基本設計、実施設計。6年目7年目に建設工事となります。なお、このスケジュールに関しては全てスムーズに進んだ際のスケジュールと考えています、各項目の進捗状況に伴い変更の可能性があります。

23 ページをご覧ください。

第9章、検討の課題整理としまして、今後検討すべき課題を下記にまとめています。

- ・ 候補地の選定
- ・ 用地買収
- ・ PFI等民間活力の導入を含めた財源の確保
- ・ 活用できる補助金等の検討
- ・ 設備の向上に伴う適切な利用者負担の検討
- ・ ライフサイクルコストの抑制等による維持管理費の軽減

以上で筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）の説明を終わらせていただきます。

ここで、前回意見がありました総合体育館及び付帯スポーツ施設のランニングコストについて、事務局で試算しましたので、その結果を口頭で説明させていただきます。試算に当たりましては、まだ詳細な設計がありませんので、他市町村の状況、それから現在本市のスポーツ施

設の指定管理の支出状況等を勘案しまして、委託料として算出しています。年間で維持管理業務費 3,500 万円、運営管理事業費 5,100 万円、合計で年間 8,600 万円となっています。今後候補地が決定し、規模が確定すれば、より詳細な維持管理費が算出できますので、今後基本計画、PFI 導入可能性調査の段階において、しっかりと検討させていただきたいと思います。ここで筑紫野市スポーツ施設整備構想（案）の全体を通して、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大橋委員長：それではただいま説明がありましたスポーツ施設整備基本構想（案）について、何かご質問等あればお知らせください。

○溝田委員：体育館の構想で、駐車場を地下にするのか、メインアリーナとサブアリーナはどうするのか、大体の構想が出来上がっているのでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：18 ページをご覧くださいなのですが、スポーツ施設の配置例というところで、概略で考えている内容がこちらになります。なお、まだ場所等も決まっておりませんので、取得できた用地面積に応じて、総合体育館を中心にどんな施設を配置するかを検討していくことになっています。

以上になります。

○溝田委員：やはり用地が決定しないと構想ができないということですか。

○文化・スポーツ振興課長：まず今回の構想に関しましては、用地をどれくらい確保するのかというところが建てる際に一番大きな問題となってきます。17 ページに記載していますが、用地面積ごとの施設の種別をまとめていますので、こちらを基に当構想が出来上がり次第用地の検討に進んでいくということになっています。あくまでこの構想に関しては、用地面積ごとの施設がどれだけできるものがあるかというところを示すものになりますので、これを基本に今後進めていくことになります。

○力久副委員長：候補地の選定とか、金額の算出だとかという話がありましたけれども、算出するにあたって候補地で最高 55,000 ㎡ですかね。この広さとかになりますと筑紫野市の真ん中辺はやはり非常に厳しいかなと思います。端の山林や緑地だとかそういったところになるかと思いますが、そうすると交通整備網の整備というのは、概算事業費の中にまだ入ってないですよ。交通整備だとかそういったものが別にかかってくる可能性が十分にあるということですよ。

○文化・スポーツ振興課長：まず場所に関しまして、今言えることはまだ何も決まってないというところがあります。もちろん力久委員が言うとおり、やはりある程度の交通の便が必要になってきますので、その点も総合的に考えながら、この構想が出来上がった後に用地を検討していくこととしています。

○溝田委員：そうすると年月が経っていきますので農業者トレーニングセンターの補修をやはり考えていかなければならないですよ。4 年か 5 年ぐらいだったら辛抱できるのですかね。

それだけ早めにやらないと、別の予算も必要になってくると思いますが、それはお考えになっていますか。

○文化・スポーツ振興課長：22 ページをご覧くださいなのですが、今事務局で計画しているスケジュールとなっています。こちらでは、用地の確定後、最短でいけば PFI 手法を用いた場合で 7 年でかかることになっています。それから農業者トレーニングセンターについては、10 年以内に大規模改修が必要になりますので、できる限り無駄が生じないように進めていきたいと考えているところです。

○大橋委員長：少し確認ですが、先ほど力久委員が言われたとおり、場所がどこになるかという話と、あとはその中身をどうするかという話は、恐らくは場所よりも中身をどうするのかというのがここの中心の話題になるかと考えます。そのため、用地面積がどれぐらいあれば、どれぐらいで費用を抑えられれば、市内のどこかにということよりは、ここで議論すべきは何をここに盛り込むかという内容だと思いますので、とりあえず我々は場所のことよりも、やはり 17 ページに書かれているような総合体育館と駐車場という形にするのか。あるいはグラウンドもあった方がいいのか、遊具広場があった方がいいのかというその辺りを中心に話をしていくべきかなという気がしています。55,000 m²がどれぐらいの大きさなのかということも少しイメージしづらいと思いますけれども、恐らくはその 18 ページに書かれているこの配置例。この図が大きさでいうと 55,000 m²というイメージで書かれていると思いますので、これを皆さんに見ていただきながら、こういったものが必要なのか、場所については我々がどこということ示せないと思いますので、あとはその形で作るとなれば、もう市にお任せするということになると思います。ちなみに、駐車場を 400 台と 100 台というのは、利用者がどれぐらいというのを想定して設定しているものですか。

○文化・スポーツ振興課長：他市町村の事例と、観客席数等を踏まえて 1 台で何人来るかを算出しまして、500 台で検討しているところです。あと 55,000 m²のイメージをつけやすいようにお話したいと思いますが、この市役所が 14,000 m²になりますので、約 4 倍程度。それから勤労青少年ホーム、農業者トレーニングセンターと筑紫運動広場が 28,000 m²ありますので、約 2 倍程度です。近くですとイオンモールが 119,000 m²ありますので、イオンモールの約半分程度。これが大体 55,000 m²のイメージとなっています。

○大橋委員長：既存のスポーツ施設よりは大きく確保されるということ。利用者ニーズ等を踏まえると、それぐらいが妥当ではないかという 1 つの案だと思います。その他はいかがでしょうか。

○高木委員：基本方針 1 の 1 に関わることですが、私の学校には社会体育団体が 15 団体ありまして、バスケットボールとかバレーボールとか、あるいは野球とかですね。平日の夜にスポーツに親しんでいる方は体育館を活用していくのかなというところで、それ以外の方。そういう環境も整えるけれども、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく多くの市民がスポーツに親

しむ機会を、というところはとてもいいコンセプトと思いました。特に具体的にいわゆる社会体育に入ってまでスポーツをすることはないのだけれど、少し運動したいなという人たちが体育館とかグラウンドとかですね、そういうところを活用していくために、何かそのようなところの中身の部分で考えているところがあるのかとか、子どもの居場所ということを考えたときに、社会体育団体に入っている子どもは、そこで試合したりとか、スポーツに親しむ。それ以外の方のことも考えているのか。その点を考えてあって、遊具広場が併設できるようになっているのかというところをもう少しお聞かせください。

○文化・スポーツ振興課長：基本方針につきましては、後ほど時間をとって皆様で作成していきたいと思いますので、その時でよろしいでしょうか。15 ページの基本方針は、あくまで事務局が提示したものになりますので、こちらに関しては、後ほど説明させていただき、協議していただきたいと思います。

○黒葛原委員：先日春日市の体育館に研修で行ってきたのですが、地下に駐車場がありました。筑紫野市の構想として考えてあるのは、敷地が許せば平面的に整備するのでしょうか、敷地がなければ地下も活用することも出てくるのではないかなと思います。高層階になるかもしれませんが、そういう検討もありなののでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：そちらについても、確保した用地面積ごとに検討させていただきたいと考えています。

○力久副委員長：体育館の構想は、今は平屋で建てる計画となっていて、2 階 3 階とかの構想というのはないのですか。構想があれば 2 階に先ほど言われたような小さなプレイルームみたいなものがつくれるとか出てくるのかなと。

○文化・スポーツ振興課長：そちらについても確保できる用地面積によって変わってくるところでございますが、現在事務局が考えているのが 2 階建てを想定しているところです。もちろんメインアリーナ、サブアリーナに関しては、吹き抜けを予定してまして、1 階と 2 階を併用する予定になっています。こちらに関しても確保できた用地面積に応じて検討することになります。高層化という話になりますと、建築費用も大きく変わってきますので、費用対効果を踏まえながら、検討していくことになっています。

○大橋委員長：16 ページに書いてあるものが想定している総合体育館の中身の部分で、体育館にメインアリーナとサブアリーナというのはあるのですが、その他にも、例えば力久委員がおっしゃったような、多目的運動室とかあるいは卓球場、トレーニング室、そういった部屋が入った形になっている。やはりこの中身に何が必要かということを決めると、おそらく想定される敷地、必要な用地が出てきて、用地が少なければ、例えば縦に積み上げるのかどうかとか、あるいは広ければもう広くスペースを取るのかという、その辺りの話が次の議論になっていくのかなと思います。

○力久副委員長：実際には場所を選定した方が、場所をどの辺か当たりをつけたほうがいいか

なと思ったりします。私が色々な形で情報を収集した中で、都市計画課が策定している市のマスタープランの中で資料をいただいたのですが、原田駅西口の方に工業地域だとか流通地域だとかという開発していいよという地域があるよと。これがどのぐらいの土地の広さがあるか分からないけど、そういったところをちょっとあたってもらって、先ほど交通の事を言いましたけれども、筑紫駅、それから JR 原田駅がまずありますよと。それから都市高速道路が横にあって5号線も走っている。色々なところから人も来やすいなと思います。原田駅西口が開発してもいいような計画があるということなので、非常に候補地としてはいい所かなと思います。これは余計かもしれませんが、それができるようになったら基山のパーキングエリアからスマートインターなどで降りてくるような構想ができてくると非常にまた町の発展にも繋がるかなと思ってまして、1人夢を描いているところでございます。

○文化・スポーツ振興課長：委員の皆さんが言われた内容を含めて、多角的に検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○浅谷委員：農業者トレーニングセンターの大規模改修を考えてあると伺いましたけれども、あの体育館はすごく古くて今でも結構色々な形でお金がかかっていると思いますが、そういう無駄なお金を使われるのですか。指定管理を受けている側として見たら、もったいないと感じますし、だからといってこれが10年計画でできる体育館だったら、夢も希望もあっていいのかなと思います。農業者トレーニングセンターの改修はどこまで考えていただいているのかを教えてください。

○文化・スポーツ振興課長：22ページにスケジュールがあります。場所が決まってからPFI手法だと最短で7年でできるという話を先ほどさせていただきました。基本的に農業者トレーニングセンターを今後どうするかというのはまだ決まっていますが、あくまで総合体育館で言いますと、新たに体育館を造ることになりますので、そこに関しては、無駄がないような形で進めさせていただきたい、検討させていただきたいと考えています。

○川上委員：1つの意見ですけれども、力久委員が言われたような、用地があるのであれば、30,000㎡で中間ぐらいの平米数が取れるのだったら、そこでもいいのではないかなと思いますけどね、理想は55,000㎡でしょうが。そこまで本当に必要なかどうかというのを検討している中で、体育館と多目的グラウンドがあるぐらいの規模で検討されたらどうかなと思います。

○文化・スポーツ振興課長：17ページに用地面積ごとの施設整備例を記載しています。最大で55,000㎡と書いていますけれども、今後場所を選定しますとってきますと、そこで金額がより詳細になってきまして財政的な問題ももちろんクリアしないといけないことになりますので、その点も勘案しながら検討していきたい。また農業者トレーニングセンターが現在用地としてありますので、そこを含めた検討もまた必要になってくると考えているところです。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。

○坂倉委員：55,000 m²という数字が出ています。何もないのにいきなり 55,000 m²という数字が出るわけがないと思いますので、55,000 m²の何かしらの確証、もしくは行政が考えるメリットというか、できる限りのことがこの数字かなと思ひまして、ある程度の目途が立っているのではないかなという憶測のもとに少し話をさせてください。55,000 m²ぜひ確保して頑張っていたきたいなと思いますし、今聞かせていただいた基本構想ですが、上物が建つにあたって、法的に償却は何年ぐらいかかるものでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：こういった手法を取っていくかにも変わってくると思いますが、40 年から 50 年間程度が 1 つの基準になるのかなと思います。

○坂倉委員：これから土地が決まってもうまくいったら出来上がって、40 年間かけて償却していきながら考えると、大元にあったのが大牟田かどこからかの施設を参考にさせていただいたと前回お聞きしました。40 年後 50 年後、この筑紫野市のあり方がどう変わっているか分かりませんが、ここで今挙げているハードのものが全て 40 年後 50 年後にすべて僕は成り立つと思ひていません。例えば新たな需要が出てくる可能性もあるし、不足のものも出てくるかもしれない。このあたりの余力というのがまずどの程度あるのかということと、今までの話の中では、過去の他の施設を参考にたたき上げてきたものであって、例えばスポーツ先進諸国の施設がこういうことがあってこういうものがあったとか、30 年前に造ったドイツの施設が今でもこういうふうな活用されているというような話はまだ出ていないですね。そうすると、これから 40 年後にこの施設が今見ていいか悪いかなんて、正直分からない。でも、僕たちはこれが欲しいというのを持っているわけですよ。こういうところにもう少し何かの、例えばスポーツ行政的に、先ほど子どもたちの居場所の問題があったりとか、そういうものが基本方針にどの程度盛り込まれていくのかによって、これが 40 年間償却かけても本当に素晴らしいものになる可能性は十分にあるかなと思うのですが、そのあたり行政としてどうお考えなのでしょう。

○文化・スポーツ振興課長：まず余力に関してですが、55,000 m²が仮に取れるとしたらですが、建物を建てるとなりますと、建物はなかなか扱いにくいことが想定されます。ただ、それ以外の部分に関しては、ある程度変更というのは可能ではないかと考えております。それから、今からまた基本方針の部分に関して、この後ぜひ皆さんの意見を伺いながら作り上げたいと思ひており、今後のスポーツ施設を決める中で一番重要なものになってきます。イメージとしましては、設計の段階で、基本方針を基に業者より提案を受けて、それにふさわしい施設を造っていきたいと思いますので、皆さんで基本方針について議論していただき作り上げていきたいと考えているところです。

○坂倉委員：ありがとうございます。もう 1 点だけ、先ほど駐車場は 500 台と換算されたということですが、他のところからのデータで構いませんので、1 日当たりもしくは 1 年間当たりどれくらいの利用者数だとかというのが、何か根拠があれば教えていただきたいです。駐車場台数というよりも利用者数と言った方がいいかもしれないです。

○文化・スポーツ振興課長：まず駐車場の積算に関しましては、観客席でメインアリーナ 1,000、サブアリーナで 200、合計 1,200 席を基に算出したものとなっています。

○坂倉委員：利用者数はまだそこまでは計算されていないのでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：まだ計算していません。

○坂倉委員：81 億を 40 年間で償却。どれぐらい民間資本が入っていくか分かりませんが、単純計算して、確保できるものがあるというのは行政側として踏んであるということですよ。

○文化・スポーツ振興課長：参考までにですが、大牟田市が昨年建っていきまして年間を通じて約 19 万人程度実績がありますので、1 つ参考になるのかなと思います。これからまた場所が決まって設計していきますとなったときに、もちろん財政として継続可能なところを考えないといけないですし、将来にわたって負担になるようなことは避けないといけませんので、しっかりと財政計画問題ないかを検証させていただきたいと思います。

○坂倉委員：分かりました。

○大橋委員長：農業者トレーニングセンターの観客席が 81 あって、ここは駐車場がどれぐらいあるのでしょうか。

○スポーツ施設担当係長：約 280 台です。

○大橋委員長：構想ではそれ以上の規模で造るので、農業者トレーニングセンター以上の台数を確保しているという想定ではあると。40 年償却という話をしていますが、農業者トレーニングセンターが今 43 年目ということなので、同じようなイメージは湧きやすいのかなという気はします。大体それぐらいなってくると回収の話が出てきたり、あるいはまた別の施設が必要だ、ちょうど今その時期なのかなという気はします。その他いかがでしょうか。

○審議会委員：意見なし。

○大橋委員長：では次に基本構想の話について進めていきたいと思います。

○文化・スポーツ振興課長：ありがとうございました。それでは今から 15 ページの総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の基本方針について、皆様のご意見をいただきながら、作成を進めて参りたいと思います。それでは事務局から資料を配付しますので少々お待ちください。

～資料の配付～

○文化・スポーツ振興課長：資料 A3 の紙ですが、事前に皆様にメールでお知らせしました項目ごとに事務局で考えた案を記載しています。ここに書いてある部分が今まで策定した部分で、ある程度当てはめている内容となっています。それから参考資料としまして、インクルーシブパークに関するものです。障がいがある子もない子も色んな人が遊べる公園というところで資料を配付しております。それからサードプレイスに関する資料です。こちらが家庭や職場での役割から解放され一個人としてくつろげる場所という定義がありますので、その資料を参考として配付しております。こちらを参考にしながら進めさせていただきたいと思います。

それでは大橋委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○大橋委員長：今お配りいただいた A3 縦の両面の資料です。この表面、一番上に総合計画のタイトルが振ってある部分で、その下に基本方針とそれぞれ項目が、子ども、高齢者など項目がそれぞれ書いてあります。現状で例えばこの構想の中に書かれているような、そこを構想の中で具体的に示されているものに関しては、説明書きがあると思いますが、大枠のコンセプトは決まっていながらも、もう少し意見を集約できればと考えたときに、皆様から意見をいただくのがいいのかなと思います。例えば子どもというのは、先ほどの基本方針 1 の 1 番目、子どもの居場所、先ほどお話が少し出ましたが、このあたりが参考になるのではないかなと思いますが、もっと具体的にこうするべきだという、この構想の中に何か意識する必要がある、あるいはこういったスポーツ施設に関係するようなものが必要だとか、何かご意見があればということで、一番上の子どもの部分から、意見を集約していきたいと思っていますので、皆様、自由にご意見を出していただいて、こちらでメモしながらお話できたらと思っています。

いかがでしょうか。

※このあと、基本方針について約 1 時間 30 分にわたって各委員より意見等あり。

以下が、基本方針のキーワードとして挙げられた。

①スポーツの拠点

- ・プロスポーツ
- ・「みる」スポーツ
- ・県大会、中体連、高体連、全国大会
- ・情報が無い（知る）
- ・プロの試合では 3,000 以上の観客席（バスケットボール・バレーボール）が必要

②施設

- ・指導者（体験）
- ・教室
- ・保育施設
- ・グラウンド
- ・誰もが使いやすい、行きたい
- ・屋根付き
- ・人工芝（多目的）
- ・天候に左右されない
- ・多目的に使用できる
- ・イベント設備
- ・住みやすい
- ・親子、家族連れ
- ・幼児期

③子ども

- ・ 屋内
- ・ プレイルーム
- ・ インクルーシブパーク
- ・ アスレチック
- ・ 自然
- ・ いつでも
- ・ 水遊び
- ・ ウォーキング
- ・ スケートボード
- ・ 運動能力低下

④高齢者

- ・ ウォーキングコース
- ・ 健康器具
- ・ 遊具
- ・ 施設の開館時間
- ・ 用具貸出
- ・ 場所－利便性－徒歩圏内
- ・ 日常

⑤障がい者

- ・ アダプテッドスポーツの用具
- ・ サポーター
- ・ 日本一使いやすい
- ・ パラアスリートも利用できる

⑥防災・環境

- ・ 福祉避難所
- ・ 非常用トイレ
- ・ 平面（用途を分ける）
- ・ 場所（立地）
- ・ 照明（テニス、グラウンドゴルフ）
- ・ 駐車場（車止めがあると用途が限定される）

○大橋委員長：皆様ありがとうございました。

子どもとか、家族、高齢者含めて、やはり人がどういうふうに関わるかというところと関係してくるのかは、恐らく最終的には、やはりここに行ってみたい場所、居場所も含めて、コン

セプトになるようなものになればいいかなと思います。色々意見をいただいたものを書き出していますが、今すぐの集約は難しいと思いますので、また集約したものをもう一度お返しするという形になるのかなと思いますが、皆様からいただいた意見から共通する何かを炙り出してコンセプトになればいいかなと思います。やはりあれもこれもというのは中々難しいところで、予算にも限りがあるという部分があるのですが、やはり市民がスポーツをする拠点としてどういったものが必要かという、それを色んな角度から出していただいた意見というのがここに今表れているのかなと思います。あまり種目が限定されとか用途が限定されるよりも、何でもできるような場所というものを残しながら、スポーツにいかに関われるかという環境づくりが必要なのかなと思います。事務局で1回まとめていただくということで、よろしくお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：ありがとうございました。このコンセプトにつきましては、皆様から出た意見を事務局でまとめまして、次回の審議会で提示させていただき、内容を確認していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大橋委員長：つづきまして次第の4、第1回筑紫野市スポーツ推進審議会の議事録についてです。事務局より説明をお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：お手元に配付しています令和7年度第1回筑紫野市スポーツ推進審議会の議事録に関するご意見がありましたら、8月5日火曜日までに、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

○大橋委員長：ただいまの説明についてご質問があれば、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。では本日の審議会での議事は以上となりますが、全体を通して何か質問等があれば挙手をお願いします。

○黒葛原委員：横文字に中々ついていけないところがありまして、19ページの整備手法の中に横文字がたくさん出てくる。私も色んな運営とかの部分でPFIとか説明はしてあるものの中々素直に頭の中に入ってこないところがありますので、DBとか、それはそういう文言なのだろうとは思いますが、最初に従来の方法と書いてあるような感じで分かりやすい日本語表記で何か説明ができないものかなと思います。難しいとは思いますが、検討できないでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長：こちらが日本語に直すのが難しいというところがありましたので、注釈書きの説明でカバーしているところです。

○黒葛原委員：難しい文言が出てきた場合に※印があって一番下の参考資料を読んでもらうような、小さく※1とか※2とかの※印が文言の横に出てきたりしますよね。参考資料で説明の文章が下にあるような表記を文章中にしてあることがよくあると思います。説明文と次ページの表をリンクさせて、※をつけてくださると分かりやすいかなと思います。

○文化・スポーツ振興課長：分かりました。

○大橋委員長：その他いかがでしょうか。意見がないようですので、次第の5、事務連絡を事

務局よりお願いします。

○文化・スポーツ振興課長：構想案につきまして、今回の会議で言い忘れたこと、また疑問に思うことがあれば、8月5日火曜日までにご連絡をいただきたい点が1つ。それから次回の会議が8月20日14時から開催予定となっております。皆様お忙しいと思いますが、ご都合をつけてご参加をぜひお願いしたいと思います。

それからあと1点、次回の審議会で皆様にまた新しく議題として挙げたいと考えている件があります。昨年度策定したスポーツ推進計画にもありました、小中学校の体育館、グラウンドの有料化を検討していますので、次回皆様にお話させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大橋委員長：以上をもちまして令和7年度第2回筑紫野市スポーツ推進審議会を終了します。本日はありがとうございました。